

秋田県条例第十九号

秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十九条第一項の規定に基づき、救護施設等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、生活保護法及び救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十八号。次条において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第三条 救護施設等の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とする。

（秘密保持等）

第四条 救護施設等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 救護施設等は、当該救護施設等の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。